

消費者ホットラインの利用方法

消費者トラブル全般の相談は、消費者ホットラインへお電話を!



イヤヤ!
188

泣き寝入りは
「嫌や!」

お住まいの近くにある消費生活センターなどの相談窓口をご案内します。

※これまでの0570-064-370もご利用できます

※PHS、IP電話、プリペイド式携帯電話はご利用いただくことができません

(局番なし) 188をダイヤル

ガイダンスが流れている間の通話料金はかからず、相談窓口へつながった時点から通話料金をご負担いただけます。年末年始を除いて、原則毎日ご利用できます。

お住まいの郵便番号が分かる

お住まいの郵便番号を入力

市区町村の消費生活センターや相談窓口、都道府県の消費生活センター
※一部の相談窓口では、ガイダンスにより電話番号および受付時間のご案内をします。

お住まいの郵便番号が分からない

固定電話

携帯電話

お住まいの地域を選択

都道府県の
消費生活センター

国民生活センター平日バックアップ相談

都道府県・政令市の消費生活センターなどの電話が話中でつながらない場合、国民生活センターの「平日バックアップ相談」の電話番号(03-3446-1623)がアナウンスされます。10時~12時、13時~16時の時間帯で相談を受け付けています(土日祝日、年末年始を除く)。来訪や文書での相談は受け付けておりません。

国民生活センター土日祝日相談

土日祝日の10時~16時の間に市区町村・都道府県の消費生活センターなどが開所していない場合には、国民生活センターで相談を補完しています(年末年始、国民生活センターの建物・施設点検日を除く)。来訪や文書での相談は受け付けておりません。

ここが知りたい! Q&A



消費生活センターって何をする所?



消費者のための相談業務を行う機関です

地方公共団体が運営する機関で、商品やサービスの消費生活全般に関する苦情や問い合わせなどの相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場で処理に当たっています。



相談した情報はどうなるの?



個人情報保護した上で、社会全体の課題解決に役立てられます

全国的なデータベースに集約され、個人が特定されないようにした上で消費者への注意喚起、違法・不当な事業者に対する処分などに役立てられています。